

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成25年5月16日(2013.5.16)

【公表番号】特表2012-522019(P2012-522019A)

【公表日】平成24年9月20日(2012.9.20)

【年通号数】公開・登録公報2012-038

【出願番号】特願2012-502315(P2012-502315)

【国際特許分類】

A 6 1 K 33/42 (2006.01)

A 6 1 P 1/10 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 33/42

A 6 1 P 1/10

【手続補正書】

【提出日】平成25年3月26日(2013.3.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

過剰なリン酸による腎障害を有さない被験者に約2 Lの水溶液とともに約48 gのリン酸ナトリウムを投与するための、リン酸ナトリウム含有消化管洗浄剤。

【請求項2】

18~70歳の被験者における大腸内視鏡検査のための前処置として使用する、請求項1に記載の消化管洗浄剤。

【請求項3】

請求項1に記載の消化管洗浄剤を被験者に投与可能かどうかを決定する方法であって、被験者の腎臓由来のサンプルにおけるリン酸レベルを測定することを含み、正常なリン酸レベルが該消化管洗浄剤を被験者に投与可能であることを示す、上記方法。

【請求項4】

請求項1に記載の消化管洗浄剤を被験者に投与可能かどうかを決定する方法であって、被験者が30 mL/分以上のクレアチニクリアランスを特徴とする正常な腎機能を有するかどうかを決定することを含み、正常な腎機能が該消化管洗浄剤を被験者に投与可能であることを示す、上記方法。

【請求項5】

請求項1に記載の消化管洗浄剤を被験者に投与可能かどうかを決定する方法であって、被験者の腎臓のリン酸レベルを決定することを含む、上記方法。